

令和 8 年小布施町議会 3 月会議会議録

議 事 日 程（第 4 号）

令和 8 年 3 月 1 9 日（木）午後 2 時 3 0 分開議

開 議

諸般の報告

議事日程の報告

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 議案第 2 号 小布施町ふるさと創造館の設置及び管理に関する条例について

日程第 3 議案第 3 号 小布施町行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 5 号 小布施町資金積立基金条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 1 4 号 フローラルガーデンおぶせの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 1 5 号 小布施町営駐車場条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 1 6 号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 2 7 号 長野広域連合規約の変更について

日程第 1 0 議案第 2 8 号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

日程第 1 1 福祉教育常任委員長報告

日程第 1 2 議案第 1 号 小布施町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

日程第 1 3 議案第 6 号 小布施町立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例について

日程第 1 4 議案第 7 号 高井鴻山記念館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 5 議案第 8 号 おぶせミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例について

- 日程第16 議案第9号 小布施町立保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第10号 小布施町保育所運営審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号 小布施町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第12号 小布施町千年樹の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第13号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 予算決算常任委員長報告
- 日程第22 議案第17号 令和8年度小布施町一般会計予算について
- 日程第23 議案第18号 令和8年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第19号 令和8年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第20号 令和8年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第21号 令和8年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第27 議案第22号 令和8年度小布施町下水道事業会計予算について
- 日程第28 議案第23号 令和7年度小布施町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第29 議案第24号 令和7年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第25号 令和7年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第26号 令和7年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議会報告第1号 出納検査の報告
- 日程第33 議案第29号 小布施町副町長の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番 田 中 助 一 君

2 番 村 中 容 君

3 番 山 崎 博 雄 君
5 番 久保田 守 彦 君
7 番 関 良 幸 君
9 番 中 村 雅 代 君
1 2 番 小 渕 晃 君
1 4 番 小 西 和 実 君

4 番 小 倉 繭 君
6 番 竹 内 淳 子 君
8 番 寺 島 弘 樹 君
1 0 番 福 島 浩 洋 君
1 3 番 関 悦 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 宮 透 君	副 町 長	田 中 洋 友 君
教 育 長	山 崎 茂 君	総 務 課 長	須 山 和 幸 君
企画財政課長	宮 川 伸 幸 君	住民税務課長	小 林 千 枝 君
健康福祉課長	原 茂 君	産業振興課長	宮 崎 貴 司 君
建設水道課長	山 本 順 一 君	子ども課長	益 満 崇 博 君
生涯学習課長	湯 浅 憲 彦 君	監 査 委 員	持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長	寺 島 文 彦	書 記	伊 藤 郁 哉
--------	---------	-----	---------

開議 午後 2時30分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） ご苦労さまです。

議員定数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、町長より議案第29号 小布施町副町長の選任についてが提出されましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第2号から日程第10、議案第28号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

竹内総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 竹内淳子君登壇〕

○総務産業常任委員長（竹内淳子君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月10日午前9時から公民館講堂において、委員定数7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第2号 小布施町ふるさと創造館の設置及び管理に関する条例について、議案第3号 小布施町行政手続条例の一部を改正する条例について、議案第4号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 小布施町資金積立基金条例の一部を改正する条例について、議案第14号 フローラルガーデンおぶせの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 小布施町営駐車場条例の一部を改正する条例について、議案第16号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであり、理事者等の出席を求めて慎重に審査いたしました。

最初に、議案第2号に関する質疑の主なものとして、振興公社から町が管理することになる詳細理由は。また、鍵などの管理の方法は。施設の運営について、さらなる活性化か、それとも廃止の方向か。利用料金について、変更はあるのか等の発言がありました。

次に、議案第3号の主なものとして、公示送達について、今後の運用方法は。また、電子計算機の画像面に表示されたものの閲覧の具体的な方法は。現在の町役場駐車場の掲示板からどう変わるのか等の発言がありました。

次に、議案第4号の主なものとして、消防団員の出動手当について、消防学校の場合、拘束時間が長いので、金額が安いのでは。算出根拠は。答申では特別職の報酬も答申されたが、上程しなかった理由は。審議会での答申に基づかない理由になった経過について、報酬審議会の皆さんは承知しているのか。報酬審議会の委員は専門家や町民を抽選で選ぶなどの工夫は。報酬審議会の委員の選考の工夫をお願いしたいがどうか。消防団員の研修は3月だが、条例改正は4月からとなっている。対応可能か等の発言がありました。

次に、議案第5号の主なものとして、金額の流れについて確認したい。宿泊税について、徴収方法や活用の方法は等の発言がありました。

次に、議案第14号の主なものとして、無償化しても利用してもらわなければ意味がないが、利用促進の考えは。広報強化の考えは等の発言がありました。

次に、議案第15号の主なものとして、利用料金が上がるがその根拠は。また、時間設定の考えはなかったのか。駐車場ごとの金額設定の理由は。通常以外の1,000円以下の設定理由

は。近隣市町村の状況を見ればもっと上げてはどうか。別途規則の設定の考えは。4月1日から施行とのことだが、周知の方法は等の発言がありました。

次に、議案第16号の質疑はありませんでした。

次に、議案第27号の主なものとして、介護のサービスなどについて、どこが変更になったのかとの発言がありました。

次に、議案第28号の主なものとして、具体的な事業内容はどのようなものか。広域で実施する理由やメリットは。ランニングコストはどうか。また、出口戦略はどうか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町理事者等から詳細な説明がありました。

3月16日、慎重審査を期するために会議を開き、討議を行いました。

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第27号、議案第28号についての発言はありませんでした。

討論を省略して採決の結果、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第27号、議案第28号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和8年3月19日、総務産業常任委員長、竹内淳子。

○議長（小西和実君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第11、福祉教育常任委員長報告を行います。

福祉教育常任委員会に付託されました日程第12、議案第1号から日程第20、議案第13号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、福祉教育常任委員長の審査報告を求めます。
中村福祉教育常任委員長。

〔福祉教育常任委員長 中村雅代君登壇〕

○福祉教育常任委員長（中村雅代君） 福祉教育常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月11日午前9時から公民館講堂において、委員定数7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、福祉教育常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託されました議案第1号 小布施町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、議案第6号 小布施町立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例について、議案第7号 高井鴻山記念館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 おぶせミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号 小布施町立保育所条例の一部を改正する条例について、議案第10号 小布施町保育所運営審議会条例の一部を改正する条例について、議案第11号 小布施町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 小布施町千年樹の里の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例について、議案第13号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであり、理事者等の出席を求めて慎重に審査いたしました。

最初に、議案第1号についての質疑の主なものとして、運営規定などの定めについて制定は済んでいるのか。民間の事業者に対しての料金体系の周知は。虐待等の禁止について、職員の建物の内外など、虐待禁止範囲は等の発言がありました。

次に、議案第6号の主なものとして、値上げについて、入館料に数値目標を入れる考えはとの発言がありました。

次に、議案第7号の主なものとして、高井の「高」の字をハシゴ高の「高」に変更する理由と意図はとの発言がありました。

次に、議案第8号と議案第9号の発言はありませんでした。

次に、議案第10号の主なものとして、放課後児童クラブの料金改定について、今まではどのように行ってきたのか。保育所は国の指導で行うが、児童クラブはどうなのか等の発言がありました。

次に、議案第11号の発言はありませんでした。

次に、議案第12号の主なものとして、施設の許可や利用方法について変更はあるのかとの発言がありました。

次に、議案第13号の主なものとして、所得割について下げているが、子ども・子育て分は上がる。国保の基金は今後県との運用になるが、町民が支払ったお金の運用は今後どうなるのか。県の水準に今後近づけるが、将来の上げ幅は。また、町民への周知は。予防策に運用する考えは。運用が難しいことは理解できるが、今後予防に力を入れてほしい等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町理事者等からの詳細な説明がありました。

3月16日、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。

議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号についての発言はありませんでした。

討論を省略して採決の結果、議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、福祉教育常任委員長報告といたします。

令和 8 年 3 月 19 日、福祉教育常任委員長、中村雅代。

○議長（小西和実君） 以上で福祉教育常任委員長からの報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第 1 号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第 1 号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第 6 号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第 7 号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第21、予算決算常任委員長報告を行います。

予算決算常任委員会に付託されました日程第22、議案第17号から日程第31、議案第26号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、委員長の審査報告を求めます。

田中予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 田中助一君登壇〕

○予算決算常任委員長（田中助一君） 予算決算常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月10日午前10時20分から公民館講堂において、委員定数13名中12名の出席を得て、また、翌11日午前9時50分から同じく公民館講堂において、委員定数13名中11名の出席を得て、予算決算常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第17号 令和8年度小布施町一般会計予算について、議案第18号 令和8年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号 令和8年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号 令和8年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第21号 令和8年度小布施町水道事業会計予算について、議案第22号 令和8年度小布施町下水道事業会計予算について、議案第23号 令和7年度小布施町一般会計補正予算について、議案第24号 令和7年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第25号 令和7年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第26号 令和7年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、理事者等の出席を求めて慎重に審査いたしました。

最初に、議案第17号 令和8年度小布施町一般会計予算についての質疑の主なものとして、給与費明細書によると、パートタイムを含む職員数が42名増えているが、その理由は。また、どの部署の職員が増えたのか。

防犯カメラ設置促進事業補助金を見込んでいる。その設置する数等は。

ふるさと応援寄附金について、前年度より伸びているが、積算の根拠は。ふるさと納税の返礼に対しての工夫は。

職員研修費について、職員の申出による研修を考えているか。

町内や役場庁舎内におけるフリーWi-Fiの設置を進めてきているが、その設置状況は。時間制限やパスワード設定などセキュリティー対策は。

町有財産管理費で、山の家を本年度解体し、予算では減額となっている。今後の土地の活用で子どもの遊び場などを考えているか。

東大先端研の委託料について詳細な説明を求める。国道403号渋滞対策については、長野高専にも委託されているが、その関連性は。

地方創生推進事業費のアドバイザー派遣について、町内の企業、農家との連携は。また、その委託料について詳細な説明を求める。

地方創生推進事業費にある土地借り上げ料について、土地を購入できないのか。

大人の地域留学事業費について、事業内容の詳細説明をお願いしたい。この事業については、関係人口創出事業と認識するが、海士町は離島であり、この事業は小布施町に合っているのか。海士町との関連性、委託先選定のきっかけは。また、事業効果（K P I）は示せるか。

定住促進コーディネーターについて、新旧コーディネーターの引継ぎは。空き家対策をメインに事業を進めることはできるか。

地域おこし協力隊の人数の根拠は。

重点対策加速化事業費の貸付金について詳細な説明を求める。ながの電力は町長が社長とになっているが、その役員報酬は出ているのか。運営のマネジメントは。監査はどうするのか。利益相反について、町の考えは。

農業振興費のうち、販路拡大事業補助金の内容は。また、栗の苗木補助金が計上されているが、どうして栗だけ対象なのか。

親元就農支援事業交付金、定年帰農者等支援事業補助金の概要は。

畜産振興費の家畜導入補助金については、鶏は対象外か。

商店街等活性化事業費には商工会への補助金を計上しているが、商工会会員の減少が続いていることを町は把握しているか。

北斎関連の事業費を計上しているが、北斎館との関係は。北斎を通じたナント市の国際交流事業について、具体的な事業の実施場所は。

商工総務費の中で宿泊税交付金の積立金を計上しているが、その活用は。

都市計画総務費のうち、市街化区域内農地保全・活用検討調査業務委託料の内容は。

まちづくり総務費、協議会補助金の詳細と国道403号市場通りを創生する会の詳細は。

消防施設管理費で飯田自治会火の見やぐらの解体ということであるが、その経過は。火の見やぐらをシンボルとして位置づける考えは。

生活支援ハウスの稼働率は。空き部屋の状況を町民に周知しているか。

みすみ草の再建について、今後の3年間の予定は。

ボランティア活動推進事業の活動内容は。ボランティアの募集はどうしているのか。

高齢者福祉総務費の介護保険特別会計の繰出金増加の理由は。今後の方向性は。

成年後見人等謝礼の減額の理由は。ファミリーサポートセンター事業費について、利用者の状況やサポーターの登録状況は。

誰でも通園制度について、預かりの概要やその方法は。現場の意見やモデル事業の状況を把握しているか。

長野県立大学保育連携事業委託料について、詳細説明を求める。また、保育士の募集について、県立大学保育科からの応募はあるのか。

放課後児童クラブ運営委託について、10月からと聞いているが、今の職員はどうなるのか。
おぶせスタディ事業費について、データの利活用の状況は。また、信州大学に分析をお願いしているとのことだが、公表の方法は。

ごみ減量化推進事業費の瓶回収について、今後の実施方法は。自治会役員の負担軽減となるのか。

母子保健事業費の子育て支援アプリ「母子モ」の登録数、活用状況は。

教職員住宅の利用状況は。

幼保小中一貫教育事業について、事業の概要は。

図書館管理費の地域力創造アドバイザー委託料の概要は。

高井鴻山記念館の入館者について、東側と西側入り口の入館者の状況は。

グローバルコミュニケーション事業費のH L A B 事業について、事業の概要と運営は。

二十歳を祝う集いの内容は簡単過ぎるのではないか。

中止されていたおぶせミュージアム館内でのコンサートが復活した経緯は。

文化振興事業費のイベントごとの補助金が社会教育活動事業補助金でまとめられてしまい、内容が分からない。その内訳は。

わんぱく教室の事業の概要は。

歴史民俗資料館の耐震については検討が進んだのか。

体育施設管理費にA E D の借り上げ料が計上されているが、全ての体育施設に設置されているのか等の発言がありました。

次に、議案第18号、議案第19号についての質疑はありませんでした。

次に、議案第20号 令和8年度小布施町介護保険特別会計予算の質疑の主なものとして、計画策定費に計上されている業務委託料の内容は等の発言がありました。

次に、議案第21号 令和8年度小布施町水道事業会計予算の質疑の主なものとして、水道料金に関連して、料金徴収の対象となる有収水量の状況は。検針業務委託料を計上しているが、スマートメーター自動検針システムの導入は考えているか。工事請負費に計上されている配水管工事の延長は。水道管に石綿管（アスベスト）を使っているところがあるのか等の

発言がありました。

次に、議案第22号 令和8年度小布施町下水道事業会計予算の質疑の主なものとして、国が浄化槽の導入を進める考えがあると聞くが、その考えはとの発言がありました。

次に、議案第23号 令和7年度小布施町一般会計補正予算の質疑の主なものとして、町から配付された委員会資料の重点対策加速化事業について、さらに詳細な説明を求めるとの発言がありました。

次に、議案第24号、議案第25号、議案第26号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の質疑の内容であり、町理事者等から詳細な説明がありました。

3月16日、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。

議案第17号 令和8年度小布施町一般会計予算についての討議の主なものは、重点対策加速化事業の貸付金については慎重を期すべきではないか。既にながの電力の筆頭株主となることを認めており、議会としては応援しなければならないのではないか等の発言がありました。その中で、さらに詳細な説明を求める発言があり、課長等の出席を求め、再度質疑を行いました。

質疑の主なものは、ながの電力に対する貸付金と補助金が事業の対象となる事業所の総事業費を超えるのはなぜか等の発言がありました。

その後、再度討議を行いました。この中で、ながの電力に対する貸付金については慎重を期すべきではないかとの趣旨から、附帯決議を提出する旨の動議が提出され、附帯決議に対して採決した結果、挙手少数で否決されました。

次に、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号についての発言はありませんでした。

討論を省略して採決の結果、議案第17号は、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、また、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算決算常任委員長報告といたします。

令和8年3月19日、予算決算常任委員長、田中助一。

○議長（小西和実君） 以上で予算決算常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎出納検査の報告

○議長（小西和実君） 日程第32、議会報告第1号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

持田監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） それでは、出納検査の報告をいたします。

お手元の資料をご覧ください。

例月出納検査の結果に関する報告書。

検査の概要。

検査の対象ですが、令和7年11月分、12月分、令和8年1月分の次の各会計、基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、基金繰替金、町県民税、歳入歳出外現金、指定金融機関担保金、一時借入金。

検査の実施日ですが、令和7年12月25日、令和8年1月27日、令和8年2月27日。

実施した検査手続ですが、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果です。

令和7年11月28日現在、12月30日現在及び令和8年1月30日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は別表のとおり添付してございますので、ご覧いただければと思います。

令和8年3月19日、小布施町監査委員、持田 宏。同じく小布施町監査委員、小渕 晃。

以上です。

○議長（小西和実君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎議案第29号の上程、説明、採決

○議長（小西和実君） 日程第33、議案第29号 小布施町副町長の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮町長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小西和実君） 全員起立であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（小西和実君） 以上で、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

3月会議を閉じ、令和8年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月議会を閉じ、令和8年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小西和実君）　ここで、町長から挨拶があります。

大宮町長。

〔町長　大宮　透君登壇〕

○町長（大宮　透君）　令和８年３月会議の散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

３月会議に上程をいたしました議案につきまして、本日提出の人事案件も含め、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

審議を通じていただいたご意見につきましては、しっかりと受け止め、今後の町政運営に生かしてまいります。

今後予定している事業等について申し上げます。

近年、特にここ最近、非常に問題になっている電気、ガス、食品等価格高騰の影響による家計の負担を軽減し、生活を支援するため、町内の取扱い事業所で使うことができる１人当たり１万円分のおぶせ生活応援券を現在、郵送でお届けしております。利用期間は、３月２８日から５月３１日までとなっておりますので、期間内のご利用をお願いいたします。

４月には、春の恒例イベントとなってきております太陽の丘マルシェを山王島菜の花公園で開催いたします。今年は桜の開花が例年よりも早い予想となっており、桜と菜の花の開花時期がぴったりと合うかが非常に心配なところではありますが、４月２５日、２６日、２９日の３日間の開催を予定しているところです。見事に咲き誇る菜の花と桜堤の八重桜の鑑賞とともに、地元農産物の販売と町内外の企業、キッチンカーテントによる販売もぜひ楽しんでいただけるよう企画しております。

毎年菜の花の丁寧な手入れと管理を行ってくださっている山王島自治会の皆さん、山王島黄金島の会の皆さんのご尽力に心より感謝を申し上げます。

小・中学校の卒業式や、本日行いました認定こども園卒園式を終え、来週行います各保育園の卒園式をもちまして、今年度の園や学校運営が一区切りを迎えます。未来を担う小布施の子供たちの成長を支えていただきました先生方や地域の皆様方、また議員各位のご支援に心より感謝を申し上げます。

４月１日には、わかば保育園とつすみ保育園の入園式を、２日には認定こども園栗ガ丘幼稚園の入園式を行います。また、６日には栗ガ丘小学校と小布施中学校でそれぞれ入学式を

行います。令和8年度も一人一人のお子さんが健やかに成長できるよう取り組んでまいります。

新たな町立保育所の建設予定地も決定し、現在、説明会やパブリックコメントにより町民の皆様からご意見を伺っております。今後、建設予定地の取得を進めるとともに、新年度において基本計画の策定を早期に進めてまいります。

2025年に団塊の世代が後期高齢者となり、医療や介護などを支える体制の充実がこれまで以上に求められております。令和8年度は、高齢者福祉計画、介護保険事業計画に加えて、初めて認知症施策推進計画の策定に当たります。計画策定に当たっては、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、福祉の関係者、町民の皆様のご意見を伺いながら策定をしてまいります。

最後になりますが、先ほども申し上げましたとおり、令和6年度より2年間副町長という重責を担ってこられました田中副町長ですが、この3月末をもって退任をされます。この間、政策の推進はもちろんのこと、職場環境の改善・充実に先頭になって取り組んでいただきました。この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げます。

来年度4月からは、県庁のほうに戻られて、新たな活躍の場所で課長として尽力されるというふうに聞いております。退任はされますけれども、今後も小布施出身者として、また県職の非常に重責を担う立場として、この小布施町の町政の推進に引き続きご尽力を賜りたい、ご助力をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、本会議及び委員会で議員各位からいただいたご意見、ご要望につきましては、十分に検討し、今後の町政運営に遺憾なきよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、健康に留意され、ご健勝でご活躍いただきますとともに、町議会のますますのご発展をご祈念申し上げ、散会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君） これにて3月会議を閉じ、散会いたします。

ここで、田中副町長から挨拶があります。

田中副町長。

〔副町長 田中洋友君登壇〕

○副町長（田中洋友君） 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、3月31日付をもちまして、副町長の職を退任させていただくこととなりました。任期半ばでの退任となりましたこと、お詫び申し上げます。

2年間の勤務ではございましたが、議長をはじめ議員の皆様、そして町民の皆様から多大なるご指導とご厚情を賜りましたことに心より感謝を申し上げます。

令和6年4月の就任以来、これまで副町長の職を十分に果たすことができたかどうかは整理できておりませんが、一つの思いを抱き、願いながら職務に当たってまいりました。それは、日々役場職員の皆さんは、身を粉にして町民サービスの向上に向けて尽力されております。役場の組織風土がそうした職員の意欲や挑戦、モチベーションといったものをさらに高めるものであってほしいというものでございます。

こういう思いを抱きながらも、私自身、至らぬ点は多々あったと存じますが、2年間の職務を全うできましたことは、皆様のお力添えがあったからこそと、深く感謝を申し上げます。

小布施町には、豊かな気候風土が生み出す農産物、先人から継承した文化芸術や現代美術、風情ある町並み、そしてこれらが調和した落ち着いた雰囲気など、多くの人々を引きつけ、心の豊かさを育んでくれる魅力がございます。人口減少や物価高騰など、地方や町民生活を取り巻く環境は非常に厳しいものがございますが、小布施町は、住む人、訪れる人にとって一層魅力的な町になっていくものという思いを強く持ちました。

私は4月から長野県職員に戻ることとなりますが、小布施町の経験を糧に、県民の皆様のために職務に精励してまいる所存でございます。

結びになりますが、町民の皆さんの幸せ、議員の皆様のご健勝となお一層のご活躍、そして小布施町が住み続けたい町、住み心地のよい町としてますます発展することを祈念申し上げます、退任の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。

○議長（小西和実君） ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分